

2019年2月19日

農業者各位

NanoFarm

代表 村田典弥

種子法廃止に伴う次世代農業への影響について（連絡）

ご承知のとおり昨年4月1日に種子法廃止の施行がされたことは記憶に新しいことと思います。昨年末にはTPP11が発動され、農業情勢がグローバルに展開される時代に突入しました。

TPP11は国際条約なので日本国憲法の次に遵守されます。この条約を基本に国内法も次々と改正されていくわけです。つまり国内法では国際条約に対抗できないのです。種子法廃止もTTPのお膳立てだったわけです。この機会に「種子法廃止は何だったのか？」を一緒になって勉強しませんか？

については下記のとおり学習会がありますのでお伝えします。

記

- テ ー マ 「それでいいのか、種子法廃止 今、わたしたちに何ができる？」
- 日 時 2019年2月24日（日） 12:30 組合員課前集合
- 場 所 ひまわり農協音羽支店
- 講 師 印鑰智哉さん（13:30～15:00）
- 参 加 費 無料
- 定 員 40名
- そ の 他 会場までは乗り合い又は各自で向かいます。

※村田が事前に事務局に申込みしてあるので各自の申込みは不要です。